大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例

（平成25年12月16日）

（趣旨）

第1条　この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、本市が設立する地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務の実績に関する評価等に関する事務を処理させるため設置する大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　委員会は、委員7人以内で組織する。

2　委員は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の組織及び運営に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3　専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員若干人を置くことができる。

4　専門委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第3条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第4条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（施行の細目）

第6条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。